リオペードラ加賀FC バス利用規約

第1条総則

- (1) 当クラブは、Riopedra 加賀 FC(リオペードラ加賀フットボールクラブ)と称する。
- (2) 当クラブは、特定非営利活動法人(NPO)スポーツクラブ Riopedra 加賀に属する。
- (3) バスは、クラブ所有マイクロバス及びクラブスタッフまたは委託者の運転する一切の車両をいう。

第2条 バス運行

- (1) 当クラブスタッフ以外に、他の団体や個人と協力または委託し、バスの運行を実施することがある。
- (2) バスは定刻に出発するが、交通状況により遅延する場合がある。
- (3) 定刻を過ぎた場合、理由の如何に関わらず、バスは出発し、個別連絡及び待機することは出来ないものとする。
- (4) 交通状況により各乗車場所の前後で停車する場合がある。
- (5) 交通状況によりコースを変更して運行する場合がある。
- (6) 所定の乗車場所以外での乗降は出来ないものとする。
- (7) 復路では利用者全員乗車後に出発するため、到着時刻が前後する場合がある。

第3条 規律

- (1) 定刻時間の5分前には所定の乗車場所で待つ。
- (2) 乗車後は奥から速やかに着席、シートベルトを着用し、走 行中は絶対に席を立たない。
- (3) 運転者及び他の利用者に迷惑をかける行為はしない。
- (4) 荷物は自己管理とする。
- (5) ゴミは必ず持ち帰る。
- (6) 欠席や遅刻などでバスを利用しない場合は必ず事前に事務局まで連絡する。
- (7)変更等、連絡事項がある場合は速やかに事務局に届け出、運転者に直接申し出る行為は控える。

第4条 利用資格

- (1) 迎えバス利用乗車申込書を提出し、規約を厳守し乗車場所及び時刻表に異論のない者で、当クラブが利用に適すると認めた者とする。
- (2) U12アカデミーの小4以上の選手は往復利用することができる。但し復路は加賀温泉駅のみとする。

第5条 利用手続

- (1) バス利用を希望する者は、別に定める「迎えバス利用乗車申込書」に必要事項を記入し、利用代金を添え、提出する。
- (2) 迎えバス利用乗車申込書を提出した場合及び当クラブの バスを利用した場合は本規約の記載事項に同意したとみなすも のとする。

第6条 乗車場所

- (1) 迎えバス利用乗車申込書に記載された情報を基に、運行が円滑になされることを考慮し、当クラブが乗車場所及び運行時刻を決定する。
- (2) 当クラブが必要と認め、かつ円滑な運行に支障が無いと認めた場合のみ、新規バス利用者により、乗車場所及び運行時刻表が変更される場合がある。

第7条 変更・利用停止・キャンセル待ち

- (1) バス利用の必要が無くなった場合は利用停止月の前月20日までに書面にて届け出るものとする。
- (2) クラブスタッフまたはバス運転者の指示に従えない場合はバスの利用を即刻停止し、返金は一切行わないものとする。
 - (3) 既存の乗車場所以外の利用は原則出来ないものとする。
- (4) キャンセル待ち申込をした場合、既存の利用者にキャンセルがあった時点で、自動的に申込者の利用を繰り上げるものとする。

第8条 事件·事故

- (1) 送迎中の不慮の事故による傷害等は、当クラブ加入のスポーツ保険の範囲内での支弁とし、当クラブは一切の責任を負わないものとする。
- (2) バス乗車前、降車後の事件・事故については自己責任または保護者責任とし、当クラブは一切の責任を負わないものとする。

第9条 紛失·盗難

(1) 荷物及び貴重品等の紛失・盗難については自己責任または保護者責任とし、当クラブは一切の責任を負わないものとする。

第10条 規約改正

(1) 本規約の改正は、当クラブスタッフにより、随時改正することができる他、本規約に定められていない必要な事項も随時追加することができる。

第11条施行

本規約は2015年4月1日施行